

令和7年度業務委託における最低制限価格の見直しについて

みよし市ではダンピング防止等、適正な入札確保を目的に業務委託最低制限価格制度の導入を行っておりますが、さらなる強化を図るため、令和7(2025)年4月1日以降に契約を締結する案件について下記のとおり見直しを行います。

記

1 見直し内容

(1) 対象業務の変更

改正後	改正前
予定価格が50万円を超える次の業務 ① 庁舎その他施設の <u>清掃業務</u> ② 庁舎その他 <u>施設及び設備の保守点検業務</u> ③ <u>警備業務（機械警備業務を除く）</u> ④ 受付案内等業務（ <u>人材派遣契約を含む。</u> ） ⑤ 草刈又は樹木管理業務 ⑥ 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務 ⑦ 上記の他、市長が必要と認める業務	① 予定価格が50万円を超える次の業務 ア 庁舎その他施設の <u>建物維持管理業務</u> イ <u>庁舎その他施設の</u> 受付・案内等請負業務 ウ 草刈業務、樹木管理業務 エ 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務 ② 上記の他、市長が必要と認める業務

(2) 業務委託における最低制限価格の変更

改正後	改正前
【 <u>草刈又は樹木管理業務以外の業務</u> 】 予定価格の10分の <u>7.5(75%)</u> の額 【 <u>草刈又は樹木管理業務</u> 】 <u>低入札価格調査要領第6条（工事の最低制限価格）と同等の額</u> 《参考》下記ア～エの合計額 （予定価格の92%～75%の範囲内） ア 直接工事費の10分の9.7(97%) イ 共通仮設費の10分の9(90%) ウ 現場管理費の10分の9(90%) エ 一般管理費の10分の6.8(68%)	【 <u>最低制限価格を設定する全ての業務</u> 】 予定価格の10分の <u>7(70%)</u> の額

※なお、上記改正に伴い、令和7年度以降の「草刈又は樹木管理業務」の入札については、
あいち電子調達共同システム（物品等）→あいち電子調達共同システム（CALS/EC）
での入札に変更となりますので、参加希望業者の皆様におかれましてはご対応をお願いします。

2 適用時期

令和7年4月1日以降業務を開始する入札案件から適用します。

【問い合わせ先】 みよし市総務部総務課（契約検査担当）

TEL：0561-32-8006

E-mail：keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp